

大阪市内の公共の場所における 客引き行為等の適正化 に関する条例

平成26年6月1日 施行
全部施行10月1日

に関する条例

●大阪市内の公共の場所における禁止行為 【6月1日施行】

- ①拒絶の意思を示している人に対する客引き行為・勧誘行為
- ②客引き行為・勧誘行為をするために他人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる行為
- ③上記①②をさせる行為

●客引き行為等禁止区域における禁止行為 ▶ 罰則あり

【10月1日施行】

①客引き行為



不特定の人の中から特定の人に、営業の客となるよう積極的に誘い、勧める行為。

②勧誘行為



不特定の人の中から特定の人に役務に従事するように誘い、勧める行為。いわゆる、「スカウト行為」。

③客待ち行為



左記①②をするために相手方となるべき人を待つ行為。

④上記①②③をさせる行為

※本禁止区域の指定は大阪市公報で告示し、大阪市ホームページでも公表します。禁止区域で上記禁止行為をした場合、5万円以下の過料に処せられるほか氏名等を公表することがあります。（除外規定は規則で定めます。）

客引き行為等適正化重点地区について

- 客引き行為等による問題を抱えている地区のうち、人の通行量が多い等の要件に加え、地域や商店会等の方々が中心となって活発な環境浄化活動等が展開されている地区を、居住又は営業される方々の意見を反映しながら市長が指定します。
- 重点地区として、地域全体の環境浄化に向けた機運を高めるとともに、行政による必要な支援や施策を実施します。
- 指定された場合は、**大阪市公報で告示し、大阪市ホームページで公表**します。

客引き行為等禁止区域について

- 重点地区に所在する商店街等の道路のうち、特に客引き行為等の問題が深刻である区域を、居住又は営業される方々の意見を反映しながら市長が指定します。
- 原則として表面の「客引き行為」、「勧誘行為」、「客待ち行為」を禁止します。
- 違反者には、市職員が指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は5万円以下の過料に処されます。
- 上記に加え、氏名等（店舗名、事業者名等）の公表や違反店舗等が所在するビルオーナー等に公表事項を通知する場合があります。
- 指定された場合は、**大阪市公報で告示し、大阪市ホームページで公表**します。

● その他 ●

- 不特定多数の人に対するチラシ等の配布や呼び込みは、客引き行為、勧誘行為、客待ち行為に当たりません



- 本条例の規定に関わらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等他の法令に違反する行為は、処罰の対象となります。

事業者の皆様へ

本条例では、客引き行為等の行為者だけでなく、「**させた者**」として、その雇用者や依頼者も規制の対象としています。よって、従業員に対し、本条例等に違反する客引き行為等を行わせまいよう**十分な指導**をお願いします。